

<特定資格編入学試験> 出願資格

▼情報学部 ▼国際学部 ▼経営学部

□情報学部

情報システム学科

- 1.大学の編入学資格を有する者
- 2.以下の①～⑬のいずれかの条件を満たしている者
 - ①情報処理推進機構の実施する試験（例：ITパスポート試験、基本情報技術者試験など）の合格者
 - ②画像情報教育振興協会（CG-ARTS協会）の実施する検定（例：CGクリエイター検定ベーシックまたはエキスパートなど）の合格者
 - ③日本情報処理検定協会の実施する情報処理技能検定試験（表計算またはデータベース）において、1級以上の合格者
 - ④職業教育・キャリア教育財団（旧専修学校教育振興会）の実施する情報検定（J検）情報活用試験において、1級以上の合格者
 - ⑤職業教育・キャリア教育財団（旧専修学校教育振興会）の実施する情報検定（J検）情報システム試験において、システムエンジニア認定またはプログラマ認定を受けた者
 - ⑥職業教育・キャリア教育財団（旧専修学校教育振興会）の実施する情報検定（J検）情報デザイン試験において、上級以上の合格者
 - ⑦データサイエンティスト協会の実施するデータサイエンティスト検定において、リテラシーレベルの合格者
 - ⑧日本ティープラーニング協会の実施するG検定もしくはE資格の合格者
 - ⑨統計質保証推進協会の実施する統計検定において、2級以上の合格者
 - ⑩日本数学検定協会の実施する実用数学技能検定において、2級以上の合格者
 - ⑪実用英語技能検定（CBTを含む）において、2級以上の合格者
 - ⑫TOEFL iBTにおいて、55点以上の者
 - ⑬TOEIC（TOEIC IPを含む）またはTOEIC Listening&Reading（TOEIC Listening&Reading IPを含む）において、550点以上の者

情報社会学科

- 1.大学の編入学資格を有する者
- 2.以下の①～⑦のいずれかの条件を満たしている者
 - ①情報処理推進機構の実施する試験（例：ITパスポート試験、基本情報技術者試験など）の合格者
 - ②職業教育・キャリア教育財団（旧専修学校教育振興会）の実施する情報検定（J検）情報活用試験において、1級以上の合格者
 - ③職業教育・キャリア教育財団（旧専修学校教育振興会）の実施する情報検定（J検）情報システム試験において、システムエンジニア認定またはプログラマ認定を受けた者
 - ④職業教育・キャリア教育財団（旧専修学校教育振興会）の実施する情報検定（J検）情報デザイン試験において、上級以上の合格者
 - ⑤実用英語技能検定（CBTを含む）において、2級以上の合格者
 - ⑥TOEFL iBTにおいて、55点以上の者
 - ⑦TOEIC（TOEIC IPを含む）またはTOEIC Listening&Reading（TOEIC Listening&Reading IPを含む）において、550点以上の者

＜特定資格編入学試験＞ 出願資格

▼情報学部 ▼国際学部 ▼経営学部

メディア表現学科

- 1.大学の編入学資格を有する者
- 2.以下の①～④のいずれかの条件を満たしている者
 - ①実用英語技能検定（CBTを含む）において、2級以上の合格者
 - ②TOEFL iBTにおいて、55点以上の者
 - ③TOEIC（TOEIC IPを含む）またはTOEIC Listening&Reading（TOEIC Listening&Reading IPを含む）において、550点以上の者
 - ④国・地方自治体・大学などの公的機関が主催または後援するコンテスト等において、優秀な成績を収めた者で、主催または後援に関して本要件を満たすことが確認できる書類を出願時に提出できる者

 国際学部

- 1.大学の編入学資格を有する者
- 2.以下の①～②のいずれかの条件を満たしている者
 - ①TOEFL iBTにおいて、54点以上の者
 - ②TOEIC（TOEIC IPを含む）またはTOEIC Listening&Reading（TOEIC Listening&Reading IPを含む）において、530点以上の者

 経営学部

- 1.大学の編入学資格を有する者
- 2.以下の①～④のいずれかの条件を満たしている者
 - ①実用英語技能検定（CBTを含む）において、準1級以上の合格者
 - ②TOEFL iBTにおいて、77点以上の者
 - ③TOEIC（TOEIC IPを含む）またはTOEIC Listening&Reading（TOEIC Listening&Reading IPを含む）において、700点以上の者
 - ④日本商工会議所の実施する簿記検定試験において、1級以上の合格者

編入学資格

- 1.短期大学（外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者
- 2.高等専門学校を卒業した者
- 3.専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上または62単位以上であるものに限る）を修了した者
- 4.本学または他の4年制大学を卒業した者
- 5.他の4年制大学において第2学年の課程を修了した者（卒業必要単位数のうち62単位以上を修得していること）

※上記について、2025年3月卒業見込みの者または2025年3月修了見込みの者を含む